

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府大阪市中央区北久宝寺町四丁目 3 番 1 1 号
（名称） ネクストウェア株式会社

上記被審人に対する平成 1 8 事務年度（判）第 1 4 号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 2 2 万 9 9 9 9 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 1 9 年 9 月 1 4 日（金）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、大阪府大阪市中央区北久宝寺町四丁目 3 番 1 1 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場されている会社であるが、被審人は、

第 1 平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 7 年 9 月 3 0 日までの中間連結会計期間につき、架空売上の計上により、連結中間純損益が 1 6 0 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 4 百万

円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した被審人の第16期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第16期半期報告書」という。）を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第2 平成18年6月30日、近畿財務局長に対し、被審人の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計期間につき、架空売上の計上により、連結当期純損益が456百万円の損失であったにもかかわらず、これを88百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第16期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

第3 平成18年1月10日、近畿財務局長に対し、第1記載の第16期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年1月26日、340個の新株予約権証券を11,560,000円で取得させ、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(2) 法令の適用

第1の事実

法第172条の2第2項、第24条の5第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項、法第185条の7第2項、第18項

第2の事実

法第172条の2第1項、第24条第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項、法第185条の7第2項、第18項

第3の事実

法第172条第1項、第3項、第5条第1項、第3項、第176条第2項、同法施行令第33条の5第4号

(3) 課徴金の計算の基礎

第1及び第2 法第172条の2第1項、第2項及び平成17年法律第76号附則第5条第2項の規定により、第16期事業年度の間接連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度に係る有価証券報告書に係る課徴金額については、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（162,362円）

が

- ② 2,000,000円

を超えないことから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

同半期報告書については、2,000,000円の2分の1に相当する額である1,000,000円

同有価証券報告書については、2,000,000円

となるが、法第185条の7第2項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第16期事業年度に係るものであり、これらに

係る個別決定ごとの算出額の合計 3,000,000 円が同有価証券報告書に係る算出額と同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額（いずれも 2,000,000 円）を超えることから、2,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分（同第 18 項の規定により 1 円未満の端数切捨て）することとなり、

同半期報告書に係る課徴金額は

$$2,000,000 \times 1,000,000 / (2,000,000 + 1,000,000) = 666,666 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金額は

$$2,000,000 \times 2,000,000 / (2,000,000 + 1,000,000) = 1,333,333 \text{ 円}$$

となる。

第 3 法第 172 条第 1 項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させた場合、当該取得させた新株予約権証券の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額

$$11,560,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 231,200 \text{ 円}$$

について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切捨てた 230,000 円が課徴金の額となる。

平成 19 年 7 月 13 日

金融庁長官 佐藤 隆文